

# 日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区跡地利活用に係る検討業務

## 企画提案書作成要領

日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区跡地利活用に係る検討業務に係る業務に関し、公募型プロポーザル参加者が企画提案書を作成するために必要な事項は次のとおり。

なお、企画提案に当たっては、日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区跡地利活用に係る検討業務に係る業務委託仕様書に沿ったものとする。

### 1 企画提案時の提出書類

- (1) 企画提案書提出届（別記様式1）
- (2) 企画提案書 正本1部、副本10部
- (3) 見積書 (2)と別葉で1部

### 2 作成要領

#### (1) 企画提案書について

ア 用紙は原則A4両面使用とし、横置き横書き（上綴じ）とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙を一部変更することは差支えないものとする。

イ ページ番号は目次を除き、通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

ウ 審査の公正を期すため、企画提案書の副本10部には、会社名、住所、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付してはならないこと。企画提案書におけるプロポーザル参加者名については「当社」と記載すること。

エ 提案書には次のことを必ず記載すること。

- ① 日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区跡地利活用に係る検討業務に係る業務委託仕様書の「4 業務内容」に掲げる調査・検討項目に関すること
- ② 業務執行体制（主担当者を必ず設定し、プレゼンテーションにおいて主担当者が説明を行うこと）

オ その他

- ① 見積額が予算上限額を超えた場合は失格とする。
- ② 採用した提案の著作権は、広島県及び呉市に帰属する。

#### (2) 見積書について

ア 提案内容を踏まえ委託業務の実施に係る所要経費をすべて見積もること。

イ 見積もりの根拠となった諸経費の内訳を明らかにすること。

### 3 業務予定者の選定方法

#### (1) 業務予定者の選定方法

ア 審査は「日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区跡地利活用に係る検討業務に係る業務公募型プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）」において行う。

イ 審査は、別紙「評価基準」により提案書の評価を行い、選考委員会委員の合議により、業務予定者を選定する。

ウ 審査に当たっては、個別に提案内容の確認を行うことがある。この場合、企画提案書提出届に記載された連絡先に電話または電子メールで行う。

#### (2) 選考委員会

ア 実施日

令和6年3月27日（水）

イ 審査結果通知日

令和6年3月28日（木）

ウ 審査結果通知の方法

企画提案書提出届に記載された連絡先に電子メールで通知する。